

朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致被害者の即時一括
帰国の実現と拉致問題に対する国民の理解を深める取組みの
さらなる推進を求める意見書

朝鮮民主主義人民共和国の拉致犯罪は、我が国以外にも確認されており、韓国・タイ・レバノン・ルーマニアなど14の国と地域に及んでいる。日本人の拉致を初めて認め謝罪した2002（平成14）年の日朝首脳会談以降、5名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したが、政府認定の12名の拉致被害者はいまだ朝鮮民主主義人民共和国に残されたままとなっている。この他にも、拉致の可能性を排除できない行方不明者は900名近くにのぼり、その中には富山県出身者も含まれている。これまで、朝鮮民主主義人民共和国は、我が国の主権並びに日本国民の生命・安全に関わる拉致問題について、極めて不誠実な態度をとり続けてきた。2008（平成20）年8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、一旦は朝鮮民主主義人民共和国が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、その後は調査の全面中止を一方的に宣言し、合意事項が不履行のままとなっている。

拉致事件の発生から既に40年以上が経過し、拉致被害者及びその家族のおかれていた状況を踏まえれば、拉致問題の解決には一刻の猶予も無い。

よって、国会及び政府におかれては、拉致被害者が確認されている他国とも連携し、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1 すべての日本人拉致被害者の即時一括帰国の実現に向け、拉致問題解決の重要性を広く国際社会に訴え、国際社会の支持と協力の下、あらゆる方策を講じて拉致問題の解決に全力で取り組むこと。

2 朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題に対する国内における理解をさらに深めるため、アニメ「めぐみ」の上映、「拉致被害者家族ビデオメッセージ ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」等を活用した啓発活動の更なる推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月23日

衆議院議長 様 ほか

魚津市議会